

# 段ボールの取り扱いについて

平成 11 年 12 月 4 省庁WG

## 1. 背景

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)において、段ボールについては、従来より自治体・子供会等で回収され、問屋で選別され圧縮されたものを製紙メーカーが有価で購入していることから、同法第 2 条第 6 項で法の適用除外としたところ。(なお、万一容器包装リサイクル法対象で分別基準適合物の段ボールが有償又は無償で譲渡できない場合に対応できるよう、段ボール関係の製造・利用事業者等の関係団体等が、段ボールに関して「ボランティア宣言」及び「段ボールリサイクル協議会(仮称)」を設立することとしている。)

このような中、「中しん」、「ライナー」を使用したものについては段ボールとみなされ、容器包装リサイクル法の適用除外になるのではないかとして、一部の企業から、問い合わせや判断を求めて来ていることから、以下の通り、段ボールの取り扱い基準を再確認する。

## 2. 段ボールの取扱い基準

### (1) 分別基準の運用方針の段ボールの定義

「プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別基準の運用方針」の中の「段ボール製容器包装の分別基準」においては、段ボールを以下のように定義している。

- ・「段ボール製容器包装を構成する段ボールとは、JIS Z 0 1 0 8 にその定義があり、波状に成形した板紙(「中しん」といわれる。)の片面又は両面に板紙(「ライナー」といわれる。)を貼り合わせたものをいう。」

### (2) 段ボールの定義の解釈

上記の通り、段ボールとは、「中しん」と「ライナー」を貼り合わせたものであり、「中しん」だけのものや「ライナー」だけのものは、段ボールとみなされない。

また上記方針に規定する「板紙」とは、JIS Z 0 1 0 8 の番号 2 0 0 2 で規定される板紙のうち、通産省統計分類における「板紙の品種分類表」の「段ボール原紙」を段ボールの板紙に該当するものと解釈し、「紙器用板紙」等に分類される板紙は、段ボールを構成する板紙とは解釈しない。

すなわち、上記に規定する「中しん」とは、JIS Z 0 1 0 8 の番号 2 0 1 5 (中しん原紙)に規定する板紙のうち、段ボール原紙で作られた板紙を指し、また「ライナー」とは、JIS Z 0 1 0 8 の番号 2 0 1 4 (1)(ライナー(1))に規定する板紙のうち段ボール原紙で作られた板紙を指す。

従って、段ボール原紙のライナー(外装用、内装用)と中しん(パルプしん、特しん)から構成されるものが段ボールとみなされる。

ただし、贈答用箱のように、「片面段ボール」(1枚のライナーに波形状に形成した中しん原紙をはり合わせた段ボール(JIS Z 0 1 0 8 の番号 2 0 1 9))のもう片面にライナーの代わりに、白板紙等の「紙器用板紙」を貼り合わせたものについては、紙と段ボールの複合品とみなし、段ボール原紙と紙器用板紙のそれぞれの重量を量り重い方に分別することとする。